

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	18 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 44 年 4 月から国民年金保険料を欠かさず納付してきた。保険料は、納付書が送られて来たら、納付書に記載されている金額を必ず納付していたため、申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において昭和 44 年 4 月から 60 歳に到達する月の前月まで、申立期間を除き保険料はすべて納付済みとされており、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、A 市では申立期間の保険料は納付書による徴収を行っていたことから、当時、市から送付された納付書により保険料を納付していたとする申立人の主張と一致する。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人の申立期間前後の期間の保険料は納付済みとされているのに、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私は、昭和41年5月にそれまで勤めていた会社を退職し、同年10月に結婚した。

そのころ、国民年金に加入するよう勧めていた義父が私の国民年金加入手続を行い、1年分の国民年金保険料をまとめて納付したことを聞いていた。

昭和40年4月から41年3月までの保険料納付に係る領収書は残っているが、この期間は私が厚生年金保険に加入していた期間である。

また、国民年金手帳では私の資格取得日は昭和42年4月1日とされているが、昭和41年度の保険料は義父が払ってあるはずであり、会社を退職してから国民年金の資格取得までに1年間空いているのも分からない。

さらに、このころ納付した保険料が還付されたことにもなっているが、還付金をもらった記憶は無く、返してもらう理由も分からない。

申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和40年4月から41年3月までの期間の保険料が42年3月に過年度納付されたことを示す領収書を所持しているほか、41年4月から42年3月までの期間の保険料についても、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録から同年4月に現年度納付されたことが認められることから、申立期間の保険料は確かに納付されていたものとみられる。

一方、申立人は申立期間に係る保険料の還付を受けた記憶は無いとしているが、社会保険庁が保管する還付整理簿には、申立期間の保険料について昭和42年8月に還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載

されており、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらないことから、申立期間の保険料は還付されていたものとみられる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和40年4月から41年4月までは厚生年金保険に加入（33年3月から加入しており、この厚生年金保険加入期間全体については脱退手当金を受給）していたことから、国民年金加入期間とすることはできず、この期間に係る保険料が還付されることについては合理性が認められる。

しかしながら、申立期間のうち昭和41年5月から42年3月までは申立人にとっては、強制加入被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、保険料を還付する理由は見当たらないほか、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和42年1月から同年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで  
② 昭和44年10月から45年3月まで

昭和40年10月に夫が自営業を始めたのを機会に、加入手続を区役所で行い、夫婦共に国民年金に加入した。納付金額は記憶に無いが、私が3か月に一度、夫婦二人分の保険料を集金人に支払った。申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無いが、申立期間について夫の分が納付済みとされ、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和40年10月27日に払い出されており、申立人及びその夫はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。

また、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳の検認印欄を見ると、申立期間を除く昭和40年10月から46年3月までの期間における検認日が同一となっていることから、夫と共に国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も一緒に納付したとする申立人の主張と一致する。

さらに、申立期間については、夫の国民年金手帳には申立人と同様に検認印は無いにもかかわらず、申立人の夫は納付済みとされており、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和43年7月から45年9月まで  
③ 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和36年2月に結婚と同時に兄が経営する会社を退職し、妻と一緒に個人経営の木工所を立ち上げた。この時、兄から国民年金加入を勧められ、妻と一緒に加入した。保険料は、毎月、月末にA市B区役所の方が集金に来て、納付書により国民健康保険料と一緒に納付していた。それにもかかわらず申立期間について未納になっているのは納得できない。

また、妻と一緒に納付しているのに、納付記録が異なっているのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち申立期間③については、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は昭和50年12月15日に申立期間③の直前に当たる45年10月から47年3月までの国民年金保険料を特例納付しており、申立期間③についても第2回特例納付を意味する「則18条」の印が押されている。

また、申立人は特例納付した昭和50年12月時点で42歳であり、60歳到達までに年金受給権（保険料納付月数等が合計300か月）を確保するには、45年10月から47年3月までの国民年金保険料を特例納付するだけでは不足し、申立期間③の保険料を特例納付することが必要であったことから、申立人が申立期間③の保険料を納付したものとみられる。

2 申立期間のうち申立期間①については、社会保険庁の記録によれば、申立

人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に連番で払い出されており、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準にすると、申立期間のうち39年3月以前の保険料は時効により納付できない。

また、昭和39年4月から41年3月までの保険料は過年度納付が可能であったが、当時、A市では集金人は過年度保険料を取り扱っておらず、集金人に保険料を納付したとする申立人の主張とは相違する。

さらに、申立期間①及び②については、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も未納である上、申立人は納付書により保険料を納付したとしているが、A市で納付書による保険料収納が開始されたのは昭和50年4月（一部地区では49年1月から実施）からであり、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から50年3月まで

私は、昭和38年10月ごろA市役所において、両親に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料は自分で納付していた。B市に転入してからも保険料は納付書により遅れずに納付していたので、申立期間について未納となっているのは納得できない。

また、昭和49年4月から51年3月までの保険料を、郵便局で納付した領収書が見付かったが、この期間のうち昭和49年度分の保険料が納付済みと記録されていなかった。このことから、この領収書で納付した期間を含めた申立期間のすべてについて、納付があったものとして認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の払出記録から、申立人の国民年金加入手続は、昭和38年10月にA市で行われたことが確認でき、申立人の住民票には、申立期間の直前の39年3月にB市へ転入したことが記載されている。このため、A市からB市へ転入した際に国民年金の手続（住所変更届）が必要となるが、申立人には、当該手続の記憶は無い。

また、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の欄には、「不在」との押印があるほか、異動状況欄には「51.11.30」の押印と共に、異動先の社会保険事務所名（申立人が昭和47年5月以降に居住しているB市C区を管轄するD社会保険事務所）が記載されている。

以上のことから、申立人が、昭和39年3月にA市からB市へ転居した際



に、国民年金の住所変更手続を行わなかったため所在不明となり、所在が判明したのが51年11月ごろであったと推認され、このことは、申立人が49年4月から51年3月までの保険料を52年2月に過年度納付している事実とも符合する。このため、申立期間当時は、国民年金の所管行政機関では申立人の居住地を把握しておらず、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付書により郵便局で納付したと説明している。

しかし、B市において、納付書による保険料の納付が一部で開始されたのが昭和49年1月からである上、郵便局での納付書の取扱いが開始されたのは50年4月からであり、申立人の説明と矛盾する。

加えて、申立期間のうち、昭和39年4月から49年3月までの間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立人は、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料を52年2月に過年度納付したことを示す領収書を所持している。この領収書に基づき、社会保険庁では、従来、未納と記録されていた50年1月から同年3月までの納付記録を納付と訂正するとともに、過年度納付が行われた時点で、本来、時効により納付できない期間であった49年4月から同年12月までの保険料は還付決議（支払未処理）している。

しかし、申立人が居住するB市を管轄する社会保険事務所では、2年度前の年度当初の4月にさかのぼって過年度保険料を収納する実務が行われていたことが確認できており、申立人が所持する領収書の過年度納付もこの取扱いに即して行われたものと考えられる。

また、上記の還付決議は平成21年1月に行われており、申立人が納付した国民年金保険料が長期間、国庫歳入金として取り扱われていたことは明らかであり、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反すると考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの間については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

20歳になってすぐのころ、住み込み先に来ていた集金人の女性に国民年金の加入勧奨を受けていた。すぐには加入しなかったが、お金をためてから加入し、何か月分ずつかをまとめてその集金人へ納付した。その後、その集金人に過去の分については納付を終えたことを教えてもらい、それ以後は遅れずに納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から60歳までの国民年金加入期間のうち、申立期間の12か月を除く468か月の保険料をすべて納付している上、昭和39年4月以降の保険料をすべて現年度納付しており、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年5月に払い出されたと記載されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年4月9日と記載されている。このことから、申立人の国民年金加入手続は同年4月に行われたものと推認され、この時点では、申立期間を含む38年3月から40年3月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であった。

さらに、社会保険庁の記録では、上記の加入手続時点で過年度納付及び現年度納付が可能な期間の国民年金保険料のうち、申立期間の前後の保険料が納付されていることが確認でき、申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

両親が自営業で国民年金に加入していたので、私が 20 歳になった時に母親が A 市役所の支所で国民年金の加入手続を行ってくれた。母親が姉、私の保険料を納付してくれていたのに、姉は 20 歳から未納無く納付しており、私が 20 歳になってから 3 か月未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除いて未納は無いほか、申立期間当時に国民年金に加入していた申立人の家族（申立人の両親及び姉）は、申立期間の保険料を納付している。

また、A 市の記録では、申立期間を含む昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は未納とされている。このため、母親は、当該期間の保険料を現年度では納付しなかったと考えられるが、社会保険庁の記録では、当該期間のうち申立期間の直後の同年 7 月から同年 9 月までの保険料が過年度納付されたことが確認できる。

さらに、申立人と同様、その母親が国民年金保険料を納付していたとする姉については、加入手続の時期（国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 1 月ごろ）からさかのぼって 20 歳（59 年 1 月）までの保険料が納付されたことが確認でき、母親が、申立人の申立期間の 3 か月の保険料のみ過年度納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年4月までの期間及び43年11月から46年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年4月まで  
② 昭和43年11月から46年1月まで

私は、厚生年金保険を脱退した時に、国民年金の加入手続を行った。3か月ごとに集金に訪れるA村のB地区の自治会の会計の人に、妻の分と一緒に保険料を納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険を脱退後に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているところ、申立期間の以前にも、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行い、保険料をすべて納付したことが確認でき、年金制度に対する理解は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人が居住するB地区の昭和42年7月若しくは43年7月の各種税金、保険料等の集金一覧表を提出している。この集金一覧表により、申立人及びその妻が国民年金保険料の集金対象者とされていたことが確認でき、地区の自治会の会計に夫婦二人の保険料を納付していたとする申立人の説明の信ぴょう性が裏付けられる。

さらに、妻は、申立期間の国民年金保険料をすべて納付している。このことから、申立期間についても、夫婦が居住する地区の自治会の集金人が申立人宅を訪れていたと推認され、集金人が訪れたにもかかわらず、妻の保険料のみ納付し、申立人は未納としたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月11日から同年8月1日まで

私は、昭和32年4月15日にA社に入社し、平成5年12月31日に退職するまで継続勤務していたが、昭和38年にB支店からC支店へ転勤した際、厚生年金保険被保険者としての記録が欠けてしまっていることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、人事記録並びに雇用保険及び健康保険組合の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年8月1日に同社B支店から同社C支店に異動。但し、異動発令日は同年7月10日）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年6月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、人事記録には、昭和38年7月10日付けでB支店在籍の申立人とC支店在籍の同僚が入れ替わる旨の異動が発令された記録があり、当該同僚のC支店における資格喪失日が同年8月1日であることが確認できることから、当該異動発令日である同年7月10日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が翌11

日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月15日から同年7月15日まで

申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。私は、A社に昭和23年3月15日に入社し、60年11月6日に退職するまで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和23年3月15日から同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に、申立人より1年早く入社した複数の同僚、1年後に入社した複数の同僚及び同時期に別の支店に入社した同僚二人の厚生年金保険被保険者記録は、いずれも入社と同時に資格取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年7月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案1265

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和51年2月1日にB社から関連会社であるA社に転籍出向となり、その後、56年4月1日にB社に復帰した。関連会社間に継続勤務しており、保険料控除が確認できる給与明細書もあるので、A社の被保険者資格喪失日の同年3月31日を同年4月1日に訂正し、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給料支給明細書、雇用保険の記録及び申立内容の具体性により、申立人は、昭和51年2月1日にB社から関連会社であるA社に転籍出向後、同社及びB社に継続して勤務し（56年4月1日に、出向先A社から出向元B社への復帰に伴う異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支給明細書の保険料控除額及び昭和56年2月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格喪失の手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和56年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 愛知厚生年金 事案1266

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年8月1日まで

申立期間について、B社の関連事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びに申立人から提出された給与明細書により、申立人がB社に継続して勤務し（昭和39年5月21日に同社C支店から子会社A社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和39年8月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は申立期間後の昭和39年8月1日に適用事業所となっている。しかし、商業登記簿によれば、申立期間において同社は法人であったことが確認できることから、申立人は、同年5月に同社が開設した際、当時30人くらいの社員がいたと証言しており、社会保険事務所の記録でも、同社の新規適用時には27人の厚生年金保険被保険者資格の取得記録が確認できることから、同社は申立期間当時、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店の資格取得日に係る記録を昭和37年5月31日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで

A社には、昭和29年4月1日から平成7年5月31日まで継続して勤務していた。同社C支店から同社B支店への転勤に際しては、転居を伴わず、1日の切れ目もなく勤務した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出を受けた在籍記録により、申立人は昭和29年4月からA社に継続して勤務し(37年5月31日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は人事記録どおりの届出を行い、同期間の保険料についても納付したと思うが、関係資料は現存せず詳細は不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日を昭和23年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を同年3月から同年7月までは600円、同年8月及び9月は1,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間が空白となっていることが分かった。

私が勤務していたA社は組織変更により昭和23年3月1日付けでC社となったが、私自身、勤務場所、業務内容、職種は変わらず、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録、C社の商業登記簿などの記録によると、申立人が勤務していたA社は、昭和23年3月1日にC社に組織変更するとともに、同年10月1日にはそれまで地方の支部単位であった適用事業所をD支部に一本化していることが確認できる。

また、申立人が保管している辞令により、申立人は、昭和23年3月1日にA社B支店からC社D支部E支店に、同年9月20日に同社D支部E支店から同社D支部に所属替されたことが確認でき、申立期間についても同社に勤務していたと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社B支店は昭和23年3月1日に全喪しており、その後は適用事業所としての記録は無い。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社のほかの支店は昭和23年3

月1日にC社の支部に名称変更し、同年10月1日に同社D支部に一括適用されているか、若しくは、A社の支店のまま名称変更せずに同年10月1日に同社D支部に一括適用されていることが確認できることから、A社B支店は本来名称変更すべきところを誤って全喪手続を行ったものと推認され、申立期間についても厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらのことから、申立人は、申立てに係る事業所に申立期間も継続して勤務し（昭和23年10月1日にC社D支部E支店から同社D支部に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和23年2月の記録及びC社D支部の同僚の記録から判断すると、同年3月から同年7月までは600円、同年8月及び9月は1,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和23年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年7月15日の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、平成16年7月15日に支給された賞与についての記録が無いという旨の回答をもらった。

しかし、A社に保管されている賃金台帳から当該賞与に対する厚生年金保険料が控除された記録が確認できるので、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社にて保管されている賃金台帳の写し（賞与支給控除一覧表）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年7月15日の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月15日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、平成16年7月15日に支給された賞与についての記録が無いという旨の回答をもらった。

しかし、A社に保管されている賃金台帳から当該賞与に対する厚生年金保険料が控除された記録が確認できるので、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社にて保管されている賃金台帳の写し（賞与支給控除一覧表）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1271

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和34年4月1日から60年7月1日にC社に異動するまで継続してA社B支店に勤務していた。給与は継続して支給されていたし、保険料についても控除されていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された人事記録、賃金台帳、厚生年金基金加入員資格喪失通知書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和60年7月1日に同社から同系列のC社に異動。A社B支店から提出された人事稟議に「昭和60年6月30日、C社転属につき解職する」旨の記載あり。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年5月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主がA社B支店における資格喪失日を昭和60年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年12月まで

私は、結婚するまでA市で家事手伝いをしており、両親と私の3人分の保険料、月額300円を集金人の男性に納付していた。結婚後はB市で女性の集金人に納付していた。

申立期間の保険料は納付していた記憶があるので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年9月ごろ、結婚前に居住していたA市で払い出されており、このころ申立人の国民年金被保険者資格取得手続きが行われ、20歳到達時の36年7月までさかのぼって被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられることから、申立人は38年8月までは国民年金に未加入であったことになり、保険料の納付は行い得なかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料をA市及びB市の集金人に納付していたとしており、当時、両市においては集金人は現年度保険料のみ取り扱っていたことから、申立人の主張は申立期間の保険料を現年度納付していたとするものと考えられる。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳（昭和36年度から41年度までの記録）を見ると、41年度分の保険料については、検認記録欄に押されている検認印から昭和42年2月にまとめて現年度納付されたことが確認できるものの、申立期間を含む36年7月から41年3月までについては、現年度納付されていれば押されているはずの検認印が押されていない。国民年金手帳の検認記録欄に検認印が押されていない期間は原則的に未納であったか、納付されていたと



しても過年度納付であったことを示しており、現年度納付のみ取り扱う集金人に申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張と相違する。

さらに、検認印が押されていない期間のうち申立期間を除く昭和40年1月から41年3月までについては、申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）により保険料が納付されたことを示す記録があるが、申立期間についてはその記録は認められない。

加えて、申立人は、結婚前は両親と申立人の3人分で月額300円（一人当たり100円）の保険料を集金人に納付していたとしているが、申立期間当時、両親は既に35歳を超えていたことから一人当たりの保険料月額は150円であり申立人と合わせて3人分では400円となるほか、父親は申立人の国民年金手帳記号番号払出前の昭和37年10月には既に死亡しているなど、申立人の主張には齟齬がある。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1441

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

私は、友人に勧められて国民年金に加入するために昭和41年春ごろA市B区役所に行き、会計窓口で3年間分の国民年金印紙を購入し、国民年金の窓口担当者に渡したので納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、加入手続は昭和44年春ごろ行ったとしていたが、聴取の過程において「41年に加入した。」と主張を変更するなど申立人の記憶は曖昧である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月15日に払い出されていることから、このころに申立人は、国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時期を基準とすると、申立期間のうち、42年9月以前の保険料は時効により納付できない。同年10月以降の保険料については過年度納付が可能であったが、A市では過年度保険料は取り扱っておらず、申立人が加入手続を行った時期は特例納付実施期間でもない。

さらに、申立人は、昭和41年ごろに3年分の印紙を購入し、B区役所年金窓口へ納付したとしているが、この主張に沿った場合、42年1月に保険料改定があったことから差額保険料が発生することになるが、申立人には、差額保険料の納付時期及び納付方法についての記憶は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び43年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和43年7月から48年3月まで

私の夫は、昭和36年2月に個人経営の木工所を立ち上げた。この時、夫が夫の兄から国民年金加入を勧められ、夫と一緒に国民年金に加入した。保険料は、毎月月末にA市B区役所の方が集金に来て、納付書により国民健康保険料と一緒に納付していた。それにもかかわらず申立期間について未納になっているのは納付できない。また、夫と一緒に納付しているのに、納付記録が異なっているのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月月末に国民健康保険料と一緒に納付書により集金人に納付したとしているが、A市において、国民年金推進員（集金人）による保険料の徴収を開始したのは37年11月からであり、かつ、国民健康保険料と国民年金保険料を同一の集金人が徴収することは無かったとしている。

また、A市における納付書による保険料収納の開始は、昭和50年4月（一部地区では49年1月から実施）からであり、申立人の主張と相違する。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月1日に夫婦連番で払い出されており、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準にすると、申立期間のうち39年3月以前の保険料は時効により納付できない。同年4月から41年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、当時、A市では集金人は過年度保険料を取り扱っておらず、申立人が集金人に保険料を納付したとする主

張とは相違する上、申立期間①、及び②のうち 43 年 7 月から 45 年 9 月までの期間は夫も未納となっている。

加えて、申立期間②のうち、昭和 45 年 10 月から 48 年 3 月までの期間については、夫は 50 年 12 月 15 日に 45 年 10 月から 47 年 3 月までの期間を特例納付しているが、これは夫が年金受給権確保（保険料納付月数等が合計 300 か月）のため、第 2 回特例納付（実施期間は 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）により、この期間を含めて特例納付する必要があったことによるものと推認される。一方、申立人については、夫が特例納付した時点（50 年 12 月）で 39 歳であり、この時点における申立人の保険料納付月数が 63 か月あり、60 歳の前月まで未納無く納付したとした場合（51 年 4 月から納付した場合の納付可能な月数は 237 か月）、国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計 300 か月）が可能であったことから、夫婦の納付状況に差異があることは必ずしも不自然ではない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から42年3月まで

私は20歳を迎えた時、A町B地区の区長に言われ、半ば強制的に国民年金に加入した。加入手続は、私か父親が行った記憶はあるが、父親は既に亡くなっている上、私も詳細についての記憶は無い。保険料の納付は毎月、区長が自宅へ集金に来ていたことから、その際に私を含め家に居た家族が、両親と私の3人分の保険料を他の税金と併せて納付していた。申立期間の保険料額は100円から200円ぐらいだったと思うが、私の保険料より両親の保険料の方が高かった記憶がある。これらのことから、申立期間について未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続について、申立人自身又はその父親が行ったとしているのみで、加入手続時の具体的な記憶は無く、その父親は既に死亡していることから、加入手続の状況について確認することはできない。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和47年6月にA町で払い出されている。申立人は申立期間当時から住所の異動は無く、仮に申立期間当時に同町で加入手続が行われていた場合、同年6月に同町で再び国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、昭和47年6月ごろに初めて行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は特例納付によるほかは時効により納付でき

ないが、特例納付された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年3月まで

私は婚姻後、国民年金の加入手続を行った記憶がある。加入手続は夫婦で社会保険事務所かA町役場で行い、保険料は毎月、同町B地区の区長が自宅へ集金に来ていたため、区長に納付した。これらのことから、申立期間が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（戸籍では、昭和44年2月）後間もなく、国民年金の加入手続を行った記憶があるとしている。

しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和48年9月19日と記載されているほか、社会保険庁の記録、A町が保管する申立人の被保険者名簿及び申立人が唯一所持している年金手帳のいずれも申立人は同年4月2日に国民年金の資格（任意加入）を取得したと記録されている。

以上のことから、申立人は昭和48年4月に任意加入の手続を行ったものと推認され、申立期間当時には未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、婚姻後、住所の異動は無く、仮に申立期間当時にA町で国民年金の加入手続が行われていたのであれば、昭和48年4月に改めて、任意加入の手続を行う必要は無かったと考えられるなど、申立期間当時に同町で加入手続が行われ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の大部分について、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対象者となる。任意加入の対象期間につい

ては、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 愛知国民年金 事案 1445

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から38年9月まで

私は、昭和36年4月に会社を退職と同時に結婚し、その3年ぐらい後に国民年金の加入手続を行った。40年ごろ、自宅に来ていた集金人から保険料をさかのぼって納付できることを聞き、未納となっている期間の保険料を一括納付したので、申立期間が未納とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年12月に払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年12月ごろに行われたものと推認されるが、この加入手続の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできず、過去の未納保険料を一括して納付することができる特例納付の実施期間でもない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、これらを行ったとする妻も、3年分ぐらい納付したとするのみで、納付場所及び納付金額についての記憶は不明確である。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和40年度の国民年金保険料を昭和41年1月10日に現年度納付し、38年10月から39年3月までの保険料を41年3月5日に過年度納付したことが確認でき、申立人が記憶する保険料の納付は、この際のものであったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から42年3月まで

私と父親はA市で同居し、母親はB県C町に住んでいた。母親がA市に来て、父親と私の国民年金の加入手続きを行い、以後、母親がA市へ来た時に父親から保険料を預かり、市役所へ行き納付してくれていた。申立期間の保険料は、特例納付制度を利用して、母親が納付したと思っていたが、父親のみ納付になっており、私は未納となっている。国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている私と父親の納付に相違があるのは不自然であり、母親が差別したとは考えられないので、申立期間について、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、その母親が特例納付してくれたはずであるとしている。

しかし、母親は、父親の指示により納付していただけであるので、その内容は不明であるとしている上、父親は死亡しているため、その内容を確認することはできない。

また、申立人及びその父親の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月に連番で払い出されており、このころに、母親が申立人及びその父親の国民年金加入手続きを行ったものと推認される。父親については、36年4月以降の保険料が納付済みと記録されていることから、申立人の説明のとおり、特例納付によりさかのぼって納付したものと考えられる。この点については、加入手続きの時点で、父親は56歳であったため、その時点から過年度納付を含めて保険料を納付しても、老齢年金の受給資格要件（60歳までの保険料納付済期間10年）を満たすことができなかった（支給額の低い特別支給の老齢年金の受給は可

能)のに対し、申立人は受給資格要件(同25年)を満たすことが可能であった。このため、父親が、老齢年金の受給資格要件を満たすために特例納付を行い、申立人については行わなかったとしても不自然とは言えない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1447

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から12年2月まで

会社を退職し自営業をしていた時に、滞納していた税金の督促を受けた。その手続にA市役所に行った際に、国民年金の加入と保険料の納付を促された。税金と同じように国民年金保険料も、最初は滞納分を分割で納付し、その後は送られてくる納付書で納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA市から税金の督促を受けた時に、国民年金の加入を促されたので、加入手続を行ったはずであるとしているが、加入手続の場所や時期についての記憶は無く、保険料の納付についても、最初は未納分をまとめて納付し、その後は送られてくる納付書で納付していたとするのみであり、納付頻度や納付金額などについての記憶は無い。

また、社会保険庁の記録では、申立人が国民年金の資格（第1号被保険者）を取得した記録は無く、A市においても、申立人が国民年金に加入した記録は無い。これらのことから、申立人は、国民年金の加入手続を行っておらず、加入していない者に対して納付書が送付されることは無く、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月及び同年9月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月及び同年9月

会社を辞めた昭和48年8月にA町役場で国民年金の加入手続を行い、同月から付加保険料を納付したため、申立期間の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

付加保険料については、制度上、納付を申し出た日の属する月から納付することができることとされている。社会保険庁の記録では、申立人の付加保険料納付申出の時期は昭和48年10月と記録されており、当該申出前の期間である申立期間の付加保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和48年8月12日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後に国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことが社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿に記載された日は、申立期間後の昭和48年11月1日である上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を有する任意加入者の資格取得時期は、いずれも同年10月中である。このため、申立人の国民年金加入手続は同年10月に行われ、その際に併せて、付加保険料納付の申出を行ったものと推認され、定額保険料は資格取得時期である同年8月までさかのぼって納付することが可能であったが、付加保険料をさかのぼって納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町が保管する申立人の被保険者名簿では共に、申立期間後の昭和48年10月から付加保険料が納付されたことが記録されており、ほかに申立人が申立期間当時に付加保険料納付の申出を行い、付加保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年3月まで

私は、会社退職後の昭和39年1月に、国民年金への加入を勧誘するため、自宅を訪れたA市B区役所C支所の国民年金推進員の勧めに応じて加入手続を行い、1年分の保険料を納付した。翌年の40年も推進員に1年分を納付した。

納付金額は、私たち夫婦と母親の3人分で計5,000円程度であり、推進員から集金の都度、領収書もらったことを記憶している。

保険料の領収書については、推進員から納付した記録は国が管理しているので、必要無いと言われ廃棄した。

このため、申立期間について保険料を納付したことを示すものは無いが、納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月27日にA市B区で払い出されており、資格取得日を39年1月26日として強制加入している。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していなかったこととなり、申立人が申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

さらに、申立期間当時のA市の現年度保険料収納方法は、国民年金推進員による印紙検認方式であり、納付時に推進員から領収書もらったとする申立人の主張は不自然である。

加えて、国民年金手帳記号番号払出日を基準とした場合、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの保険料は時効により納付できない。同年4

月から41年3月までについては、過年度納付が可能であるが、A市の国民年金推進員は過年度納付を取り扱っておらず、申立人も過年度納付の記憶が無いことから、これも考え難い。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から46年3月まで

私は、昭和44年6月に結婚して夫と共に国民年金に加入し、自分が夫及び両親の保険料を併せてA市役所の国民年金推進員に納付してきた。私が、夫と両親の保険料のみを納付し、自分の保険料を納付しないはずはないので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和46年4月1日、夫は44年6月10日を各々資格取得日として国民年金に強制加入しているが、国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人が46年6月ごろ、夫は44年5月ごろで、約2年の相違があり、夫婦連番で払い出されていないことから、その夫と共に国民年金に加入したとする申立人の主張は認め難い。

また、当該記号番号の払出時期から、申立人は申立期間には国民年金に加入していなかったこととなり、申立期間に申立人が保険料を現年度納付したとは考え難い。

さらに、申立人の保険料を集金していたと考えられる国民年金推進員及び申立人の母は既に死亡している上、夫及び父には、申立人が保険料を納付していたことについて具体的な記憶が無いことから、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していた状況は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年12月までの期間、平成元年2月から同年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び2年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年12月まで  
② 平成元年2月から同年3月まで  
③ 平成元年7月から同年12月まで  
④ 平成2年4月から同年6月まで

私の国民年金加入手続は、妻が昭和58年1月ごろにA市B区役所で行った。保険料は、同年4月から平成3年6月まで、妻が同区役所内の銀行派出所で毎月納付していた。

また、昭和59年4月から同年12月までの申請免除期間についても、私は免除申請をした記憶は無く、妻が保険料を納付しているはずである。

このため、申立期間のすべてについて、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金加入手続を昭和58年1月ごろにその妻がB区役所で行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は59年12月21日に払い出されており、申立てと約2年の相違がある。

また、A市の加入記録によれば、昭和59年4月から同年12月までは、申請免除期間となっており、社会保険庁の記録と相違ない上、妻も申立期間①の前後を通じて申請免除期間となっていることから、保険料の納付が困難であった可能性がうかがえる。

さらに、上記の番号払出日を基準とした場合、昭和58年4月から59年3月までは過年度納付となるが、保険料を納付したとする妻には過年度納付の

記憶が無いことから、妻がこの期間の保険料を納付したことを推認することは難しい。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立人は、妻がB区役所内の銀行派出所で毎月納付したと主張しているが、A市が保存している申立人の納付データ明細表（記号番号順）によれば、申立期間の納付記録は無い上、前後の保険料納付状況は未納や複数月単位の納付があるなど、申立人の主張と一致しない。

また、約3年の間に3期間延べ11か月、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったとは考え難い。

- 3 申立人は、申立期間全般について、国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、また、これらを行ったとするその妻の記憶も曖昧なことから、申立期間に国民年金保険料を納付していた状況を確認できない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで

昭和45年4月ごろに、区役所の集金人が自宅に来て夫婦共に過去の未納保険料をまとめて納めるように言われた。お金の準備の都合上、月末に、再度来訪してもらうように依頼し、その後、妻が申立期間の国民年金保険料を納めた。その時、国民年金手帳に領収印を押すように言ったが、押さずに印紙を貼付するページを切り取って帰った。このため、申立期間の保険料については納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする妻は、昭和45年4月末に自宅に来た区役所の集金人に保険料を納付したとするものの、その納付額に関する記憶は曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間である昭和37年度から40年度までの印紙検認記録のページには検認印が全く無く、その印紙検認台紙のページがすべて昭和45年4月の検認印による割印で切り離されている。これは申立期間について保険料が未納だったことを確認するために行われたものであり、切り離された検認印の日付は、申立人の国民年金手帳によれば、44年度分の保険料が45年4月30日に一括納付されていることから、同日に切り離されたものと考えられ、その時点において申立期間は未納だったと推認される。

さらに、昭和45年4月30日の納付は、検認印の印影及び同日に申立人が国民年金手帳の住所変更を行っていることから区役所で行われたものと推認され、このころに、妻が集金人へ夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の

主張とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年3月まで

昭和45年4月ごろに、区役所の集金人が自宅に来て夫婦共に過去の未納保険料をまとめて納めるように言われた。お金の準備の都合上、月末に再度来訪してもらうように依頼し、その後、私が申立期間の国民年金保険料を納めた。その時、国民年金手帳に領収印を押すように言ったが、押さずに印紙を貼付するページちようふを切り取って帰った。このため、申立期間の保険料については納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を昭和45年4月末に自宅に来た区役所の集金人に納付したとするものの、その納付額に関する記憶は曖昧あいまいである。

また、申立期間のうち昭和37年度から40年度までについては、申立人が所持する国民年金手帳のこれらの年度の印紙検認記録のページに検認印が全く無く、その印紙検認台紙のページは昭和45年4月30日の検認印による割印で切り離されている。これは申立期間について保険料が未納だったことを確認するために行われたものであることから、その時点でこれら期間の保険料は未納だったと推認される。

さらに、夫が所持する国民年金手帳から、夫は昭和44年度分の保険料を昭和45年4月30日に一括納付していることが確認できる。この納付は、検認印の印影及び同日に申立人とその夫が国民年金手帳の住所変更を行っていることから区役所で行われたものと推認され、このころに、夫婦二人分の保険料を集金人へ納付したとする申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付したとする昭和45年4月時点

で32歳であり、年金受給権（保険料納付月数300か月）を確保するには、既に納付済みとなっていた昭和36年度分と45年度分以降の保険料を納付することで足り（満60歳到達時までには納付月数は346か月となる。）、申立期間の保険料を納付する必要性は乏しかったものと推認される。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月から同年11月まで

私は、申立期間にA社で鋳込みの仕事をしていた。同僚にはB氏、C氏がいた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

過去の住宅地図及び法人登記簿によれば、申立人が記憶しているA社の所在地には、当時、D社という名称の厚生年金保険の適用事業所が存在し、申立人も同社が自分の主張するA社であると認めているものの、同社は昭和33年6月25日に全喪している上、事業主の連絡先も不明であり、申立てを裏付ける関連資料及び証言は得られない。

また、申立人が姓のみ記憶している同僚のうち、B氏と同姓の者は、D社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、C氏と同姓の者は、申立期間において3人確認できるものの、いずれも死亡又は連絡先不明のため特定できない。

さらに、申立期間にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者で生存が確認できた3人に照会するも、いずれも申立人を覚えておらず、周辺事情を調査することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

このほか、社会保険事務所が保管しているD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月10日から33年8月まで  
社会保険庁の記録では、A社の加入記録が昭和24年7月1日から32年6月10日までとなっているが、実際は、33年8月ごろまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の配偶者から提出された家計簿から判断して、申立人が、申立期間についても継続してA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の配偶者は、「申立期間については、A社からの月々の賃金総額は3万円、そのうち3,000円を控除され、手取りは2万7,000円であった。」と証言しているところ、定率(10%)の控除であれば、給与ではなく報酬(デザイン料)であった可能性が高いことから、申立人は、申立期間については従前とは違う形態で報酬を得ていたものと考えられる。

また、A社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A社は昭和60年4月1日に全喪し、事業主も既に死亡しており、事情を聴取できた同僚からも、申立ての事実を裏付ける証言が得られない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 44 年 1 月まで

昭和 40 年 4 月に A 社に入社し、営業の仕事をしていた。初めは厚生年金保険に加入していなかったと思うが、翌年からは給料も上がり、厚生年金保険に加入したと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚が、申立人が当時、同社に勤務していたことを証言していることから、期間は定かでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所における A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立期間当時、同社が加入していた厚生年金基金においても、申立人の記録は確認できない。

また、A 社は平成 12 年 3 月 25 日に全喪、15 年 2 月に破産に伴う廃止決定がなされており、当時の事業主とも連絡がつかず、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人が昭和 40 年 4 月に入社したと証言した同僚は、41 年 8 月から A 社において厚生年金保険被保険者記録が認められる上、入社と同時に厚生年金保険に加入していなかったと証言する同僚も複数人認められることから、申立期間当時、同社では入社後直ちにすべての社員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認される。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月11日から28年1月ごろまで  
② 昭和33年9月9日から35年4月1日まで

私は、A社に昭和26年1月11日から28年1月まで、B社に33年9月9日から61年11月28日まで勤務した。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、B社に係る資格取得日が昭和35年4月1日とされているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、商業登記簿を確認したが、該当する事業所は無い。

また、申立期間当時の事業主の妻に聴取したところ、「A社は昭和26年ごろに1年程度操業していたが、従業員5人程度の個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所にはなっていなかった。」としている。

さらに、事業主及びその妻並びに申立人が記憶している同僚1人の計3人の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、事業主の妻には、厚生年金保険の被保険者記録は無く、事業主及び同僚には、申立期間の一部に当たる昭和27年2月から7月まではC社、同年9月以降はD社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、C社及びD社の厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立人の記録は見当たらない。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、B社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立

人が保管している同社の社報、同僚の証言などから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人が同期入社で同じ営業職であったと記憶している同僚3人のうち2人は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった約9か月後の昭和34年6月20日に被保険者資格を取得しており、残りの1人は、申立人の資格取得日である35年4月1日から10か月後の36年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったものと認められる。

また、申立人のB社に係る雇用保険の記録は、昭和35年4月1日取得とされており、当該記録は厚生年金保険の資格取得時期と符合する。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1276

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月31日から39年2月1日まで  
② 昭和39年8月1日から42年9月1日まで

私は、父が経営するA社に昭和34年12月から働き始め、現在まで継続して勤務している。

しかし、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社については、昭和34年12月1日に資格取得した後、35年1月31日に資格喪失しており、45年8月1日に再度、資格取得するまで、厚生年金保険の記録が無かった。

このため、社会保険事務所で加入記録を調査してもらったところ、昭和39年2月1日から同年8月1日まではB社、42年9月4日から45年3月1日まではC社に係る加入記録が見つかったが、申立期間については依然として記録が無いとされている。確かにA社入社後、一時的にB社やC社の仕事をしていた記憶はあるが、籍はA社に置いてあったはずであるので、申立期間については同社の加入記録があるはずである。

また、申立期間中は子供も幼く、数え切れないくらい入院・通院をしており、健康保険証無しで生活はできなかつたので、申立期間が未加入とされているのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、申立期間当時、A社の代表取締役は申立人の父で、申立人は監査役であったことが確認できる。

しかし、A社には、申立期間当時の関係書類は保管されていない上、申立人が記憶している同社の社員からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の

控除をうかがわせる有力な証言を得ることもできない。

また、申立人は、昭和34年12月から45年ごろまでの期間については、A社に籍を置きながらも、親族などが経営するほかの複数の事業所にも従事していたとしていることから、申立人が記憶しているそれらの事業所についても調査したところ、当該事業所については、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い、又は申立期間以前に全喪し、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関係資料等はない。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人が昭和35年1月31日に資格喪失した後、申立期間において、申立人が再度、同社で資格取得した記録は無く、その間の健康保険整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月20日から同年10月1日まで  
② 昭和42年7月1日から同年9月1日まで  
③ 昭和44年4月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和41年2月20日にA社B支店に入社してから平成4年6月7日に定年退職するまで、同一の事業所に勤務しており、異動はしたが、転職はしていないので、加入記録が無いとの回答には納得できない。

A社B支店の在籍証明書もあり、勤務していた期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している営業員名簿リストによると、申立人が昭和41年2月に同社の営業員に登録されたことが確認できるとともに、同社B支店が同年2月から平成4年6月まで在籍を証明していることから、申立人が申立期間に同社に在籍していたことは確認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人はA社において、昭和41年10月1日資格取得及び42年7月1日離職、42年9月1日資格取得及び44年3月31日離職並びに44年9月1日資格取得及び平成4年6月7日離職となっていることが確認できるところ、この記録は、厚生年金保険の記録と符合している。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人のA社における資格取得日はいずれの記録も昭和41年10



月1日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い上、申立期間同時に、A社における厚生年金保険の加入記録のある者に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる有力な証言を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から42年3月30日まで  
② 昭和42年4月から同年10月30日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務しており、両社ともに厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶はあるので、給与明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の回答及び複数の同僚の証言などから、申立人がその当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の昭和39年11月2日から42年10月1日までの厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立人が自分と同時期に入社し、かつ、一緒にA社からB社に転職したと記憶している者のA社に係る厚生年金保険の記録は、資格取得日が昭和39年4月1日、資格喪失日が41年3月1日であり、資格取得日及び資格喪失日のいずれも申立人の記憶とは異なっていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の従業員数は約50人であったとしているが、同社に厚生年金保険の記録がある同僚は、「正社員は15人程度であり、正社員以外にパートタイム、アルバイトなどの従業員がいた。」と証言している。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和42年5月1日に厚生年金保険の適用事務所となっており、申立期間②のうち、同年4月は適用事務所ではなかったことが確認できる。また、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者原票を新規適用日の同日から43年1月8日まで確認したが、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立人が記憶している同僚4人もB社での厚生年金保険の記録は無い。  
さらに、B社には申立期間当時の勤務実態等を確認できる人事記録等の資料は残っていない。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月から 4 年 4 月 1 日まで

私は、平成 2 年 5 月の連休明けから A 社に勤務した。

A 社では、夜勤をしないと常勤扱いにはならないということであったが、日勤のみでも常勤扱いにしてもらえるということで就職した。

しかし、年金記録を確認したところ、夜勤を開始した平成 4 年 4 月以降は厚生年金保険の加入記録があるが、申立期間については記録が無いことが分かった。申立期間についても勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録によると、A 社における平成 2 年 5 月 10 日から 5 年 1 月 20 日までの加入記録が確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B 市の国民健康保険の記録によると、申立人は平成 2 年 4 月 2 日から 4 年 4 月 2 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、A 社が保管している申立人に係る源泉徴収簿の写しによると、平成 4 年 4 月以降の給与からは厚生年金保険料が控除されているものの、申立期間については雇用保険料のみで厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月ごろから47年1月ごろまで

私は、申立期間については、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の業務内容等が同社の事業主の説明と符合することから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、A社の事業主は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったとしているところ、社会保険事務所の記録によると、同社は申立期間以後の平成17年4月1日に適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社には、申立期間当時の人事記録等の関連資料は残っておらず、申立人が記憶している同僚とも連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることもできない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 28 日から同年 9 月 1 日まで  
私は、昭和 41 年 7 月 23 日から A 社で勤務し、間を置かず B 社に転職しており、厚生年金保険の加入期間に空白があることは納得できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が共済組合に提出した年金加入歴申立書によれば、申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 45 年 7 月 28 日（7 月 27 日と訂正されている。）であり、社会保険庁の記録とおおむね一致していることが確認できる。

また、申立人は、A 社と B 社の間には勤務期間に空白は無かったと主張するものの、B 社の同僚は、「B 社における私の資格取得日は、昭和 44 年 4 月 1 日であるが、私はその 1 か月以上前から同社で勤務していた。」旨証言している上、同社の厚生年金保険被保険者は資格取得日を各月の 1 日とする者が同社の被保険者の半数以上を占めており、同社においては社員の勤務開始日が属する月の翌月以降の月の 1 日に資格取得させていたことがうかがえることから、申立人が 45 年 7 月 28 日から同社に勤務していたとしても、同社における資格取得日が同年 9 月 1 日であることに不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月から36年4月まで

私の叔父とA社B支店の責任者が親しかった縁で、昭和33年12月に同社に就職し、結婚退職する36年4月まで勤務していた。厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。給与から保険料を控除されていたことを証明するものは無いが、間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店の同僚二人が、申立人は同社において勤務していた旨の証言をしていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚二人には、A社B支店における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、保険料の控除についても、当該同僚のうち一人は、「厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」旨証言しており、もう一人は、「厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨証言している。

また、申立期間当時のA社B支店の責任者は既に死亡しており、申立ての事実を裏付ける証言等を得ることができない。

さらに、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番はなく、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月21日から34年5月13日まで  
② 昭和34年8月12日から39年6月12日まで

社会保険事務所の記録によれば、私はA社を退職後に、脱退手当金を受給したことになる。

しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取ったことも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和39年8月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月29日から28年10月5日まで  
② 昭和29年9月6日から31年5月26日まで  
③ 昭和32年1月1日から33年3月1日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が申立期間③に係る事業所を退職した約3か月後の昭和33年6月12日に重複整理されたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年9月4日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和33年9月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性35人のうち、申立人の資格喪失日前後2年以内に資格喪失した者7人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定をされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで  
60 歳になり年金相談に行った時、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金の請求書を確認したところ、私の筆跡とは違っていた。私は脱退手当金の請求書に記入したり、受け取ったりした記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の住所が記載され、昭和 41 年 5 月 19 日に社会保険事務所へ提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 4 月の前後 2 年以内に資格喪失した 5 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、3 人について脱退手当金の支給が確認でき、うち 2 人が資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた 1 人が、「結婚前に会社の担当者に頼んで、自分の意志で手続してもらった。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月

後の昭和 41 年 7 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さ  
はうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退  
手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期  
間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 13 日から 34 年 11 月 26 日まで  
社会保険事務所に確認したところ、A社B支店における厚生年金保険の加入記録について、脱退手当金が支給済みとなっているが、申請もしていないし、受給した覚えも無いので、受給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年11月の前後2年以内に資格喪失した者42人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、32人について脱退手当金の支給記録が確認でき、おおむね資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和35年2月12日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月6日から42年12月21日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みのため、厚生年金保険の支給対象期間に算入されないとの回答であった。  
しかし、私は、婚姻後も厚生年金保険に加入していくつもりであったし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所は、申立人が申立てに係る事業所の資格を喪失した約2か月後の昭和43年2月17日に脱退手当金裁定請求書を受領し、同年2月27日に支給決定、同年3月5日に支払いを行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月20日から40年2月2日まで  
② 昭和40年4月26日から41年4月25日まで

申立期間については、脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の期間にならないとされている。

しかし、私は、結婚、出産後も仕事を続けており、申立ての事業所については、家庭の事情で急に辞めることになったものの、落ち着いたら復職するつもりだったため、脱退手当金を請求するはずがない。

また、退職月の給与については、後日、申立ての事業所に取りに行き、その際、1か月分の給与以外何も受け取ってない。

したがって、脱退手当金が支払われたとされる申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、裁定請求書の受理日と推測される「42. 4. 25」の記載が確認できる。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、申立人の脱退手当金は、当該日付の約3か月後の昭和42年7月28日に裁定され、同年8月11日に支給されたことが確認できる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1289

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から34年5月1日まで  
私はA社を退職したときに脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年8月20日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。